

## 第64回農地総会議事録

開催日時	令和4年10月7日（金） 午後3時30分から	
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸 久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・中島 正根・山本 和正・前田 眞作 上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強  以上16名	
欠席委員	廣井 千里・竹内 佳代・中村 富貴	以上3名
事務局出席者	近森事務局長・永野次長・竹内係長・島田主任・川澤主任	以上5名
議題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第4号議案 農用地利用集積計画変更の件</p> <p>議案外（報告）</p> <p>①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件</p>	
備考〔添付書類〕	<p>○第64回農地総会議案書</p> <p>○現地案内図</p> <p>○転用許可申請等の結果について（報告）</p> <p>○令和4年度 今後のスケジュール（予定）</p>	

開 議 会 長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) 第64回農地総会をただいまより開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は、廣井千里委員、竹内佳代委員、中村富貴委員の3名です。 委員総数19名中16名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、池澤誠委員と大野哲委員の2名にお願いいたします。
議 議 長  島田主任	ただいまから、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。今月は6件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、円行寺、登記地目田、現況畑、122㎡外11筆、合計4,422㎡を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1-1とNo.1-2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 なお、本件申請地は一筆を除いて、令和3年度に別の方を譲受人として第3条許可を受けていましたが、売買が取りやめになったことにより取消願が提出されております。 また、本件譲受人は香美市に居住しているため、香美市の農地台帳が添付されております。耕作状況について香美市農業委員会に照会し、全て耕作中との回答を得ております。 申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、同居している父が所有している農地を全て耕作しており、申請地ではソバ・大豆・イモを栽培する予定とのこと。 農機具については、耕耘機を1台所有しているとのこと。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

譲受人の現在の経営面積は2,585㎡ですが、当該案件が許可となりますと合計7,007㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

なお、担当区域の農地利用最適化推進委員から、申請地の内、字イヤノ本の3筆については、農地性が認められない状況との指摘があったため、草刈等保全管理を依頼しておりますが、本日までに草刈が終わったとの連絡は来ておらず、また、本日お配りしました現地写真のとおり、直ちに耕作が出来ない状態となっております。

続きまして、案件2と議案書4ページの案件4は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件2は、池、登記地目田、現況畑、502㎡外1筆、合計634㎡を、案件4は、久礼野、登記地目田、現況畑、1,079㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、案件2はNo.2-1とNo.2-2を、案件4はNo.4をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在所有している農地について、一部の耕作不利益を除き全て耕作または保全管理しており、高知市以外に南国市、香南市にも経営農地があることから、各市の農業委員会に耕作状況について照会し、南国市農業委員会からは、一部管理不足との回答があり、香南市農業委員会からは全て耕作されているとの回答を得ております。

今回の申請地では、栗を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

それぞれの申請地について現地調査をした結果、本日お配りしました現地写真のとおり、雑木や雑草が繁茂しており、直ちに耕作ができない状況であると思われます。

続きまして、議案書は3ページに戻り4ページにまたがります案件3は、長浜、登記地目田、現況畑、349㎡を、譲受人の自宅に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗ったところが譲受人の自宅になります。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書と申請書の別添資料によりますと、譲受人は父の経営農地を耕作しており、申請地では柿を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターを1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、夫とともに農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地は宅地と市道の間に位置していることから、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、父親の経営農地が南国市にあるため、南国市農業委員会の農業経営証明書が添付されております。

また、耕作状況について、南国市農業委員会に照会し、全て耕作されているとの回答を得ております。

続きまして、議案書4ページの案件5は、春野町弘岡下、田、757 m<sup>2</sup>外4筆、合計2,012 m<sup>2</sup>を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

本案件は、前回の農地総会で許可を受けておりましたが、譲受人を息子に変更したいとのことで、許可後に取消をし、改めて申請されたものです。

なお、取消願については、今月の議案外報告事項「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」の中でご報告いたします。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は水稻作地帯であり、取得後も、これまでどおり水稻栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件6は、春野町秋山、畑、132 m<sup>2</sup>を、譲受人の自宅に近接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色部分が譲受人の自宅です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作してお

り、申請地では果樹を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事しており、他に父母も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでどおり周辺農地と同様に果樹の栽培を行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、案件1については、字イヤノ本の3筆の農地性が認められる状態になった場合、また、案件2と4については、申請地と南国市の農地について、管理不足の状態が解消される状態になった場合は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、全ての申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員会にご確認いただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。

加藤委員 案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、イヤノ本の3筆について、草刈ができていなかったため、申請者に草刈を指導し、現地が耕作できる状況になっていない場合は保留とするのが妥当であると判断しました。

議長 はい。続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員 案件2については、事務局からの説明のとおり、現地の草刈ができておらず、また、譲受人の所有する農地にも管理できていない農地があるため、申請者に草刈を指導し、現地が耕作できる状況になっていない場合は、保留とするのが妥当であると判断しました。また、案件3については許可相当と認めました。

議長 はい。続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員 案件4については、事務局からの説明のとおり、現地の草刈ができておらず、また、譲受人の所有する農地にも管理できていない農地があるため、申請者に草刈を指導し、現地が耕作できる状況になっていない場合は、保留とするのが妥当であると判断しました。

議長 続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 案件5から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長 はい、ただいま事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。案件6につい

	ては、申請の当事者が、農業委員の同居の親族となっておりますので、先にこの案件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	はい、それでは案件6について審議いたします。農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員	(委員退席)
議長	それでは、案件6について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件6につきまして、申請を許可することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように決定いたします。事務局は、委員を復帰させてください。
委員	(委員着席)
議長	それ以外の案件の審議に入ります。草刈ができていない案件もある、とのことですが、その件も含めてご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
竹内係長	草刈等の状況について、事務局から補足等まとめてご説明させていただきたいですが、よろしいでしょうか。
議長	はい、お願いします。
竹内係長	失礼いたします。今回、草刈が現地ないしは譲受人の所有地でできていない案件が、案件1、案件2、及び案件4と3件ございます。案件1につきましては、事前審査会の段階で字イヤノ本の3筆につきまして、草刈ができていないように思われるというご意見をいただきまして、申請代理人を通じまして申請者に対して草刈の指導をいたしました。本日、現地写真をお付けしておりますが、これは今日の午前中の写真でございます。一部については草刈に着手しているという状況は見受けられますが、写真の一番上のちょっと奥の辺りや、一番下の写真のちょっと道からこけた辺りは、まだ完全に復原できた状態とはいえない状況であると思われまます。
	なお、本日この状況を踏まえて、代理人の方に現状について、ご連絡をいたしましたところ、「譲受人から草刈をやるつもりであると聞いていたけれども、できてないのであれば保留は致し方ない」というご返答をいただいております。また来月以降、草刈ができていない状態になれば、という形で考えております。
	そして、案件2と案件4につきましては、譲受人が同一でございますけれども、現地の状況につきましては、お配りしております写真のとおり、草刈が不十分な状態であり、これについて指導はしましたけれども、現地の草刈ができたという報告はまだ

いただいております。

また、事前審査会の段階では、南国市の土地の他に、池及び春野町内ノ谷と仁ノの土地についても、譲受人が所有している農地に草刈ができていない状況であるということで、ご報告をさせていただいております。このうち、池と春野町仁ノの農地につきましては草刈指導をいたしまして、草刈ができましたということでしたので、池につきましては今週月曜日に、また春野町仁ノにつきましては本日、地区の農業委員と推進委員にご確認いただきまして、「草刈できていることを確認しました」ということでご返答をいただいております。

また、春野町内ノ谷の土地につきましては、所有している農地周辺と他の周辺の方の農地もだいぶ猪が出てきているため、耕作状況がかなり悪いということで、譲受人の方から耕作不利地であるという申立がありました。その際に、農業委員と推進委員にも来ていただいてお諮りしまして、「耕作不利地ということで認めて差し支えないと思われる」とご返答いただきました。ですので、あらかじめ持っている土地のうち、南国市以外の土地につきましては、一旦状況は改善されたものと考えております。

ただし、写真のとおり、現地の状況がこういう状況でございますので、全体が耕作できる状況になったとは申し上げにくいという状況です。

議長 はい。事務局より補足説明がありましたけれども、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件1、案件2、案件4については、申請地及び譲受人の自作地のうち、草刈りができていない土地がありますので、来月の農地総会までには是正をするよう指導して、今月は保留とすることとし、それ以外の案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 はい。それではそのように決定いたします。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。

島田主任 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。今月は6件の申請が出されております。議案書は7ページをご覧ください。

案件1は、鏡的淵、田、302㎡を、譲受人が営んでいる建設業の駐車場と資材置場に転用するため、売買により所有権を移転するという申請です。

なお、備考欄にあるとおり、土地の所有名義人は亡くなっているため、相続人3名

の連署による申請となっております。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地、緑で塗った所が一体利用地となる譲受人が経営する事務所です。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用地区域から除外されており、種別は甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました①と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は高知市の市街地で建設業を営んでおりましたが、本件申請の一体利用地に事務所を移転することになりました。それに伴い、事務所の近くに駐車場と資材置場が必要であることから、申請地を選んだとのことでした。

資料2枚目の事業計画及び排水計画図をご覧ください。

転用計画としましては、露天駐車場として、ショベルカー2台、ダンプカー2台、来客用1台と、足場、型枠等の建設用資材置場を設ける計画となっております。

造成計画につきましては、切り土、盛り土は行わず、整地のみ行う計画となっております。

進入路については、南側に隣接する市道から進入する計画となっております。

排水計画については、発生する排水は雨水のみで、全面自然浸透させる計画となっております。

申請地周辺の状況につきましては、北側は一体利用地である雑種地、西側は一体利用地を挟んで田、南側は市道を挟んで田、東側は一体利用地と里道を挟んで田となっており、農地所有者からは同意書を取得しております。なお、事前審査会の時点では、南側の一部の農地所有者から同意が得られておりませんでした。その後同意を得られております。

添付書類としての資金証明書類については、譲受人が代表者の法人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、転用に必要な資金を賄えることを確認しておりますが、申請書は個人であるため、当該残高証明書の有効性について、県とも協議しながら、必要に応じて申請者代理人に書類の差し替えを依頼する可能性があります。

その他、一体利用地は譲受人名義ではありませんので、申請者代理人に対し、土地貸借契約書等の譲受人が、この土地を利用できる権限があることを確認できる書類を添付するよう依頼しております。

土木委員の意見については、近隣の2名の同意があれば特に問題ないとのこと、その2名の方からの同意書が得られております。



続きまして、案件2は、仁井田、畑、379 m<sup>2</sup>を、申請地北側の地区の共有墓地のお墓参り用の駐車場に転用するため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地で、緑に塗ったところが一体利用地の地区の共有墓地です。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用地区域から除外されており、種別は甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

なお、申請地については、令和4年3月に駐車場へ違反転用しているため、始末書が添付されております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました②と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は申請地の北側にある仁井田共有墓地の管理委員会会長で、この墓地には800基ほどの納骨堂や墓石がありますが、駐車場がなく、お墓参りの人達が路上駐車をするため、交通障害となっていたことから、駐車場を整備することとし、申請地を選んだとのこと。なお、共有墓地管理委員会には法人格がなく、所有権移転登記ができないことから、会長個人での申請になったとのこと。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用については、お墓参り用駐車場14台分と通路部分への転用としております。

造成については、約20cmの切土を行い、除根処理をした後、碎石を敷いて転圧し、浸透性のある表面コート仕上げとしております。

進入路は北側県道で、工事許可を得たうえで、歩車道境界ブロックの撤去や影響があるアスファルト部分の再舗装も施工済みとなっております。

雨水の排水については、海岸沿いで地盤が砂地のため、浸透性のある表面コートで施工し、全て自然浸透で処理することとしております。

申請地周辺の状況については、東側は雑種地、西側は譲渡人所有の畑、南側は防風林で、北側は県道を挟んで墓地、畑となっておりますが、県道の幅員が12mあることから、農地に悪影響を及ぼす恐れはないと考えられるとのこと。

現地は既に転用済で、現地工事も完了しているため、資金証明書類の添付は省略しております。

続きまして、案件3は、長浜、田、792 m<sup>2</sup>外1筆、合計1,840 m<sup>2</sup>を、駐車場及び植木の仮置き場に転用するため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用区域から除外されており、種別は、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

なお、申請地については、既に庭木の仮植え場として違反転用しているため、始末書が添付されております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました③と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は造園工事業を営んでおり、これまで取引先の圃場を借りて庭木の仮植え場としておりましたが、申請地は譲受人の会社に近く、仮植え場や作業スペースなども確保できることから、適地と判断したとのことです。

次に、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、庭木の仮植え場と作業スペース、作業車と従業員の駐車場として利用する計画となっております。

造成計画については、現況の高さで整地を行い、駐車スペースのみ砂利敷きとする計画となっております。

進入路については、申請地東側の市道から進入する計画となっております。

排水計画については、駐車場及び植木の仮植え場への転用のため、発生するのは雨水のみで、これまで同様自然浸透とし、溢水については北側と東側に隣接する市道側溝に排水する計画としております。なお、市道側溝への排水同意は不要であることを高知市道路管理課にて確認済みです。

申請地周辺の状況につきましては、北側、東側は市道を挟んで原野、西側は畑、南側は田となっております、農地所有者からは同意書を取得しております。

本件申請地は、土地改良区内の農地であるため、土地改良区の意見書が添付されており、転用に関しては問題がない、とのことです。

添付書類としての資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、今回の転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、特に意見はないとのことでした。

続きまして、議案書8ページをご覧ください。

案件4と5は、貸人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

布師田、田343㎡を、分家住宅に転用するため、各案件の借人2名が持分2分の1ずつ使用貸借するという転用の申請となっております。なお、案件4と5の借人は夫婦であり、案件5の借人は貸人の娘に当たります。

現地案内図は、No.10 をご覧ください。ピンクの部分が申請地となります。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用地区域から除外されており、種別は甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました④と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、借人夫婦は現在賃貸住宅に居住しておりますが、高齢で耕作が難しくなってきた祖父母の介護のため、近所に自己住宅を建築したいと考え、申請地を選んだとのことでした。

資料2枚目の配置図をご覧ください。

転用計画としましては、建築面積 68.73 m<sup>2</sup>の木造二階建住宅1棟、駐車場3台分、通路部分などに転用する計画となっております。

造成計画については、整地のみ行う計画となっております。

進入路については、南側に隣接する市道から進入する計画となっております。

排水計画については、生活排水は浄化槽を通して北側に隣接する水路へ排水する計画で、雨水は自然浸透及び北側水路へ排水する計画となっております。なお、水路への排水管設置許可と排水同意については、関係課へ申請済みとのことでした。

申請地周辺の状況につきましては、東側と西側と南側の農地所有者からは同意書を取得しており、北側は貸人の農地となっております。

他法令の手続きとしましては、申請人が分家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課と協議済みとのことでした。

本件申請地は、土地改良区内の農地であるため、土地改良区の意見書が添付されており、転用については承諾する、とのことでした。

添付書類としての資金証明書は、添付されております。

土木委員の意見につきましては、特になしとのことでした。

続きまして、案件6は、布師田、登記地目田、現況畑、909.00 m<sup>2</sup>外2筆、合計2,943.00 m<sup>2</sup>を、荷捌き場と露天駐車場に転用するため、賃貸借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.11 をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地となっております。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用地区域から除外されており、種別は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、県道の沿道区域に流通業務施設を設置するものであるため、不許可の例外に該当すると考えております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました⑤と書かれた資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、賃借人の株式会社四国工営は、木質バイオマス供給事業・運送業・建設業・産業廃棄物の処理などを行っている法人で、申請地を選んだ理由としましては、これまで使用していた荷捌き場及び駐車場に新事業としてバイオマスプラントを建設したため、代替りの施設が必要となり、会社からの距離や十分な広さも確保できる申請地を選んだとのことです。

資料3枚目の計画平面図をご覧ください。

転用計画としましては、トラック用駐車場14台、乗り換え自動車用駐車場16台、洗車場、荷捌き場、通路部分に転用する計画となっております。

申請地へは、南側県道から出入りする計画となっており、歩道切り下げ工事については許可済となっております。

造成計画は、南側県道と東側市道の高さまで約75cmの盛土を行い、申請地内北側に設置する私設水路に向けて、傾斜を付けたアスファルト舗装としております。

排水計画は、雨水は北側の申請地内水路へ自然流下とし、汚水は油水分離槽を経て雨水同様申請地内水路へ流し、北西部分から里道を横断して青線水路への排水としております。

里道の占用許可と青線への排水同意は申請準備中とのことです。

申請地周辺の状況は、北側は農地、東側は市道を挟んで農地、南側は県道、西側は駐車場となっており、北側農地所有者からは同意書を取得しております。同意者の一部は条件付きとなっており、その内容は、①鉄・缶・刃物など人体に危険物となる物の投入はしないこと、②油や洗車等による洗剤などが流れて来ないように配慮すること、③日影を作らないこと、となっております。

同意が得られていない東側の農地所有者と北側農地耕作者に対しては、被害防除計画書が提出されておりますので資料4枚目をご覧ください。建築物はなく露天のため日照・通風に影響はなく、擁壁とコンクリートで土留めをし、排水設備も新設するため、近隣農地への被害は発生しないとのことです。

その他の添付書類として、賃借人の法人の登記事項証明書が添付されております。

資金証明書類については、賃借人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

本件申請地は、土地改良区内の農地であるため、土地改良区の意見書については準備中とのことです。

地区の土木委員の意見につきましては、特になし、とのことでした。

議長	<p>以上で第2号議案の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第一、第二、第三事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長 森田委員	<p>はい。続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2と案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長 山本委員	<p>はい。続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件4から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>はい。事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件1から案件5については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することとし、また、案件6については、第1種農地であるため、「許可相当」との意見を付して、県ネットワーク機構に諮問したのち、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>はい。それではそのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。今月は、所有権移転、貸借権、中間管理権がありますが、すべて一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
島田主任	<p>第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件、①所有権移転。</p> <p>今月は6件の申請が出されております。議案書11ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権の移転をする者が2人で延べ6人、所有権の移転を受ける者が5人で述べ6人、所有権移転を行う農地は田が6筆で7,590㎡、畑が11筆で1,175.85㎡です。</p> <p>それでは、案件の説明をいたしますので、議案書は12ページをご覧ください。</p>

案件1と議案書13ページにまたがり案件2は、1件の申請ですが、内容が贈与と売買に分かれているため、事務処理上2件としております。案件1は、春野町弘岡下、畑46㎡を贈与により所有権を移転するものです。案件2は春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、991㎡外4筆、合計3,323㎡を、売買により所有権を移転するものです。両案件は、令和4年5月6日に、譲渡人から売りたいとの申し出があり、令和4年8月23日にJA高知市朝倉支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

続きまして、15ページにまたがり案件3から案件6は、譲渡人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。令和4年5月26日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、令和4年9月5日にJA高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

案件3は、春野町弘岡下、田386㎡外2筆、合計1,676㎡を、案件4は春野町秋山、登記地目宅地、現況畑、84.85㎡外2筆、合計1,041.85㎡を、案件5は春野町秋山、畑、112㎡外2筆、合計801㎡を、案件6は春野町秋山、田、545㎡外1筆、合計1,878㎡を、それぞれ売買により所有権を移転するものです。

なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転についての説明は以上です。

続きまして、②貸借権設定についてご説明いたします。

今月は12件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が4件、更新設定が8件となっております。

議案書18ページに、貸借権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。今月は、利用権を設定する者が11人で、延べ12人、利用権の設定を受ける者が11人で、延べ12人となっております。

土地の内訳は、田が40筆で23,671㎡、畑が2筆で2,576㎡、合計42筆で26,247㎡です。

設定の内訳は、新規設定が12筆で10,561㎡、更新設定が30筆で15,686㎡となっております。利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

利用権設定の開始日は、全て令和4年11月1日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。案件1は、五台山、田、1,141㎡外1筆、合計1,972㎡を、5年間貸すという、賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 20 ページから 21 ページにまたがります案件 4 は、布師田、田、611 m<sup>2</sup>外 4 筆、合計 3,759 m<sup>2</sup>を、3 年間貸すという、賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 23 ページの案件 8 は、土佐山、登記地目山林、現況畑、4,469 m<sup>2</sup>の内 1,502 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 3,430 m<sup>2</sup>を、9 年 2 か月間貸すという、賃貸借権の新規設定です。

なお、借人の法人は、農地所有適格法人ではないため、農地が適正に利用されない場合においては貸借を解除されるという、解除条件付きの賃貸借権の設定となっております。そのため、法人の定款と登記事項証明書、農地の賃貸借契約書と業務役員のうち農業に常時従事する者の氏名を確認できる書類が添付されております。

なお、本案件の借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書の添付があります。耕作計画書によりますと、借人は現在土佐山地区で複数の方から農作業を受託し、ゆず栽培を行っておりますが、今回の申請地では、新たに山椒の作付けを行うこととし、今後は経営規模を拡大していく予定とのことです。

続きまして、議案書 25 ページから 26 ページにまたがります案件 12 は、春野町森山、田、528 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 1,400 m<sup>2</sup>を 5 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、持分が 2 分の 1 を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

貸借権設定についての説明は以上です。

続きまして、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける件について、ご説明いたします。

議案書 29 ページに、中間管理権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 2 人で延べ 2 人、利用権の設定を受ける者が 1 人で延べ 2 人となっております。

土地は、田が 6 筆で 3,022 m<sup>2</sup>となっており、全て新規設定となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

開始日は令和 4 年 11 月 1 日となっております。議案書 30 ページをご覧ください。

案件 1 は、春野町弘岡上、田、1,219 m<sup>2</sup>を、3 年間、公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

案件 2 は、春野町弘岡下、田、1,047 m<sup>2</sup>外 4 筆、合計 1,803 m<sup>2</sup>を、5 年間、公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

	<p>以上、更新の案件も含めまして計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件について、本日の農地総会で、計画が妥当なものと決定されますと、令和4年11月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員長	貸借権設定の案件1から案件8について計画を妥当なものと認めました。
議長	はい。次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員長	所有権移転の案件1から案件6、貸借権設定の案件9から案件12、及び中間管理権の案件1から案件2について、計画を妥当と認めました。
議長	はい。事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。
	所有権移転の案件5については、申請の当事者が農業委員の同居の親族となっておりますので、先にこの案件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、まず、その案件について審議します。
	農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議長	それでは、所有権移転の案件5について、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	所有権移転の案件5につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	はい。そのように決定いたします。事務局は、委員を復帰させてください。
委員	(委員 着席)
議長	続いて、それ以外の案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	残りのすべての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありま



委員	せんか。
議長	(異議なし)
	残りのすべての案件について、計画を妥当なものとして決定いたします。
	第4号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
島田主任	第4号議案、農用地利用集積計画変更の件。今月は、1件の申請が出されています。議案書34ページをご覧ください。
	案件1は、春野町弘岡下、畑、773㎡外2筆、合計2,554㎡に10年間の賃貸借権を設定する計画で、令和4年7月7日に開催されました第61回農地総会にてご審議いただき、令和4年8月1日に公告されていたものです。
	本案件は、賃貸人と借入人の合意のもと、10a当たりの借賃を16万円から16万4,448円に、総額の借賃を40万8,640円から42万円に変更することとなり、申出書が提出されたものです。
	利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本日の農地総会で変更が承認されますと、当日付で計画が変更となります。
	以上で第4号議案の説明を終わります。
議長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	はい。案件1については、計画の変更を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。直ちに審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	計画の変更を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	計画の変更を妥当なものとして決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
島田主任	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書36ページの地区別申請一覧をご覧ください。
	今月は16件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、鏡が1件、三里が2件、長浜が2件、五台山と布師田が混在したものが1件、五台山が3件、高須が1件、高須と大津が混在したものが1件、布師田と大津が混在したものが1件、一宮が

2件、春野が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書50ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が2件、鴨田が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書53ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は18件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が3件、旭が3件、中央が1件、潮江が2件、鴨田が5件、長浜が1件、大津が1件、介良が2件、となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書62ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は2件の通知が出されており、地区の内訳は、布師田が1件、春野が1件となっております。

両案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

なお、議案書63ページの案件1の申請地につきましては、この後報告いたします、非農地証明を受けるための解約となっております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。

議案書65ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は4件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、介良が1件、春野が3件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認をし、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

なお、議案書66ページの案件4につきましては、④農地法第18条第6項の規定に

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>よる合意解約後に提出された証明願になります。</p> <p>続きまして、「⑥農業経営基盤強化促進法の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、郵送しました書類に誤りがありましたので、議案書 69 ページについて、本日お配りしました資料に差し替えをお願いします。</p> <p>議案書 68 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は春野地区で 1 件の取消願が提出されており、第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請の件の案件 5 で説明した内容となっております。事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告が終わりました。議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局 報 告</p> <p>永野次長</p> <p>竹内係長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>(今後のスケジュール (予定) について説明)</p> <p>(転用許可申請の結果について、9 月 1 日以降 10 月 1 日までに県知事より許可の下りた転用許可申請について 1 件の申請許可を報告)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。</p> <p>その他の件で、何かご意見ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p>
<p>次 回 農 地 総 会</p> <p>議 長</p>	<p>次回の農地総会は、11 月 7 日 (月) を予定しております。</p>
<p>閉 会</p> <p>議 長</p>	<p>(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後 4 時 45 分))</p> <p>以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 4 年 11 月 11 日

議 長 上田 博

議事録署名委員 池澤 誠

議事録署名委員 大野 哲

議事録作成者 川澤 里奈